

# 第4回検討会(平成31年3月11日)を 踏まえてさらに議論が必要な論点

-サテライト型住居の設置について-

## 第4回検討会における発言(要約)

### 【事業の位置づけに関する意見】

- 無料低額宿泊所は、居宅生活が困難な方が主な利用者であるからこそ、常勤の施設長や支援担当職員が配置されている。人員配置の緩和は質の低下やリスクを高めることになる。平日の日中コアタイムは、常時職員がいて施設の業務にあたる必要があるのではないか。
- 小規模共同住居で、巡回見守り支援等を受けて暮らす形態については、地域福祉や高齢者福祉の観点から今後重要になる。しかしながら、生活保護受給者に関しては、居宅生活が可能にも関わらず支援が不十分なため利用が無料低額宿泊所の利用が長期化している者も少なくなく、まず利用者の居宅移行を適切に推進することが必要。巡回による相談等を受けながら暮らす仕組みというのは、生活保護受給者が多くを占める無料低額宿泊所の分野で議論する範疇ではないと考える。
- 社会福祉施設ではないけれど一定の管理下において利用者を保護するということを考えてみる必要がある。余りハードルを高くしてしまうと結果的に無認可が増えてしまうという危機感を持っている。
- 対象者の幅が制度としての幅となっており、それを一つの物差しで測ろうとすると議論が色々となる。専従、専任ということも人員規模ではなく、対象者の自立度に応じていろんな制度をつくらなければいけないのではないか。
- 一昨年に実施した意見交換会では、「一時滞在型」と「長期滞在型」に大別されるのではとの話があり、法律上も「社会福祉住居施設」と規定された。「施設」と「住居」との間としての位置づけとなっている趣旨を考えるべきではないか。
- 大規模な施設の中で食事を出していると家事能力などのアセスメントはできない。居宅移行として考えていくとサテライト型も積極的な意味合いであり得るのではないか。利用者にとって一定の選択肢というものが提示されるのが大事ではないか。

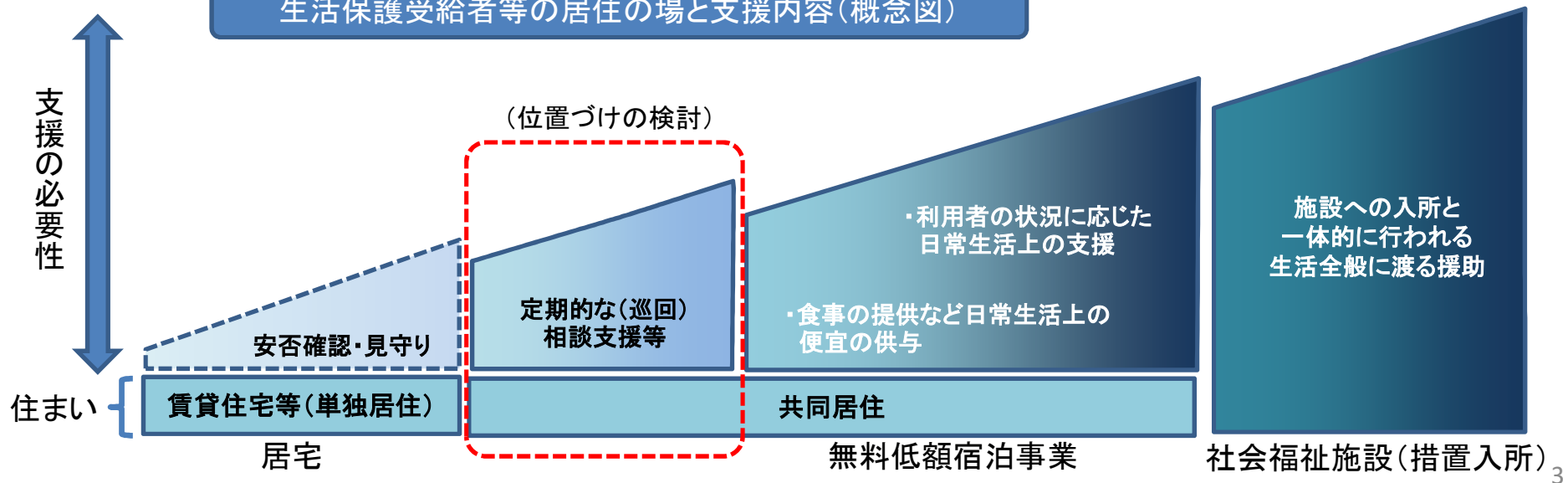
### 【事業の要件に関する意見】

- 巡回による支援を行う場合、職員の資格要件について、社会福祉士とか、業務経験を5年以上に限定することにより、事業者の質の担保を強めてあげたほうがよい。
- 事業要件について、より厳しい障害者のグループホームを例にした要件を提示されているが比肩できない。「届出制」の事業であること、「最低基準」であることを取り戻すべき。
- 障害を持った方たちの支援を行う事業でもこの基準であるということからすると、住居としてはもう少し幅を持った枠組みとして、その上で日常生活支援の場合はもう少しきちんとした形で整理することも考えられるのでは。

## サテライト型住居・無料低額宿泊所の位置づけの整理(厚生労働省案)

- 無料低額宿泊事業等(現行、法的位置づけのない施設も含む)の事業の内容は、事業者によって様々であり、支援ニーズが高い者を対象にして、社会福祉施設に近い形態での支援を行っている事業者から、比較的、自立度が高い者を対象として、職員が巡回することにより居宅に近い形態での支援を行っている事業者まで様々である。
- 両者とも、生計困難者のために無料又は低額な料金で住宅を提供し、利用料を受領してサービスを提供する事業形態であり、利用者保護の観点からは、職員が巡回して支援する事業形態についても、無料低額宿泊所の一つの類型として位置づけた上で、一定の規制のもとで事業を実施してもらう必要があるのではないか。
  - ※ 当該事業形態について社会福祉事業の対象外とした場合、法的位置づけの無い事業としての運営されることになるため、事業に対する調査や改善命令、事業の制限・停止命令は行えない。
- ただし、それぞれの事業形態における利用対象者像、提供される支援内容、支援目的には差異がある。職員が巡回して支援にあたる事業形態については、居宅に近い形態で、居宅移行に向けた訓練や準備を行う場としての機能が期待される一方で、居宅生活が可能な者(支援ニーズが低い方)を十分な支援を行わないままに長期間入居させるといった運営がなされるようなリスクも懸念される。
- そのため、巡回形式で支援にあたる事業形態については、障害者グループホームでの規制も参考にしつつ、居宅移行に向けた訓練や準備を行う場としての役割を明確化し、そのための特別の要件を定めるとともに、利用期間を原則として1年間に限定することとしてはどうか。
  - ※ その間、福祉事務所においても、事業者と協力し、利用者の居宅移行に向けた支援にあたるものとする。

生活保護受給者等の居住の場と支援内容(概念図)



# 居宅・無料低額宿泊所・社会福祉施設の位置づけの整理(厚生労働省案)

	居宅	5人未満の住居 (サテライト除く)	サテライト型 住居	無料低額宿泊所	日常生活支援 住居施設	救護施設
事業の 位置づけ	—		単身で居宅生活を送ることが見込まれる者に対して、居宅に近い形態で、居宅移行に向けた訓練や準備を行う施設	生計困難者のために無料又は低額で住宅の提供を行う施設  ※ 住宅の提供にあわせ食事や物資の提供など日常生活上必要な便宜を提供	居宅において生活ができない者に対して、日常生活上の支援を行う施設	身体又は精神に著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者に対し、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なものを給付する施設
規制	—	社会福祉法の対象外  〔状況に応じた転居支援〕	← 無料低額宿泊所の最低基準 →		← 委託要件 →	← 保護施設最低基準 →  〔設置者限定認可制〕
職員配置	ケースワーカー		← 専任の施設長・利用者数やサービス内容に応じた職員 →		← 上乘せ →	← 施設長、生活指導員、介護職員等 →
支援等の 内容	ケースワーカーによる訪問		← 1日1回の状況把握 (利用者の選択に基づくサービスの提供) →		← 上乘せ →	← 食事など生活全般の支援、機能回復、作業など →
利用期間	—		原則1年間	1年ごとに更新可		特段の定めなし
障害福祉 サービス 体系の例	在宅サービス		共同生活援助 サテライト型住居	共同生活援助 (グループホーム・旧ケアホーム) 福祉ホーム		施設入所支援

## 無料低額宿泊所・サテライト型住居の設置要件(厚生労働省案)

	無料低額宿泊所・サテライト型	障害者グループホームの例
設置形態	本体となる無料低額宿泊所にサテライト型住居を設けることができることとし、本体施設とサテライト型住居を一つの無料低額宿泊所とする	一定の地域の範囲内に所在する1以上の共同生活住居を共同生活援助事業所として指定
人員配置	無料低額宿泊所(本体施設とサテライト型住居)単位で、専任の施設長及びサービス内容に応じた職員を配置	共同生活援助事業所ごとに管理者、世話人、サービス管理責任者を配置 (外部サービス利用型の場合)
資格要件	施設長: 社会福祉主事任用資格を有する者、社会福祉事業に2年以上に従事した者、これらと同等以上の能力を有していると認められる者 その他職員: できる限り社会福祉主事任用資格を有する者	管理者: 必要な知識及び経験を有する者 世話人: 障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者 サービス管理責任者: 業務経験3~10年(資格の有無により異なる)+研修の受講
各施設等の利用者数	①本体施設: 5人以上10人以下 ②サテライト型住居: 1人~4人以下	①本体住居: 2人以上10人以下 既存建物活用の場合は20人以下
宿泊所全体の利用者数	20人以下	②サテライト型住居: 1人
サテライト型住居の箇所数	4箇所以内(本体施設1箇所+サテライト型住居4箇所)	サテライト型住居は、1の本体住居に2か所を限度とする
施設・住居間の距離	本体施設とサテライト型住居間の距離が概ね20分程度で移動できる範囲内	本体住居とサテライト型住居の間を概ね20分以内で移動することが可能な距離
利用期間 <b>&lt;今回追加&gt;</b>	原則1年間	サテライト型住居に入居してから原則として3年の間に一般住宅へ移行できるよう支援

※上記の表については、第4回検討会において提示した案をまとめたものである。